

# 社会福祉法人 徳雲福祉会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 徳雲福祉会(以下「当法人」という)定款第六条、第九条及び第二三条の規定に基づき、評議員、監事及び評議員専任・解任委員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

## (役員報酬)

第2条 当法人は役員等の報酬及び費用を弁償する。

ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給されている者は、役員報酬等は支給しない。

## (報酬及び費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、下記の法人業務を行う場合、次の通り報酬及び費用を弁償する。

- 2 当法人の職員に職員給与を支給している者は、職員として会議・研修等に出席し又は出張する場合は、別途職員に対する旅費規程により、研修費等を含む日当及び費用を弁償する。
- 3 交通費の実費は旅費規程に基づき、その実費相当額を支払う。

### (1)役員等が評議員会、理事会及び評議員選任・解任委員会等に出席した場合の報酬及び費用弁償

|   |     |
|---|-----|
| 亀岡市内外の評議員が評議員会及び理事会等に出席した場合の報酬<br>亀岡市内外の評議員選任・解任委員が委員会に出席した場合の報酬    | 1万円 |
| 亀岡市内外の評議員が評議員会及理事会等に出席した場合の費用弁償<br>亀岡市内外の評議員選任・解任委員が委員会に出席した場合の費用弁償 | 実費  |

### (2)監事が、評議員会、理事会に出席し又は監査を実施した場合の報酬及び費用弁償

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 監査を実施した場合亀岡市内外の監事の報酬           | 3万円 |
| 亀岡市内外の監事が評議員会、理事会等に出席した場合の報酬   | 1万円 |
| 亀岡市内外の監事が評議員会、理事会等に出席した場合の費用弁償 | 実費  |

## (改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

## 附則

この規則は、平成29年3月16日の定款変更の認可を受け、平成29年3月22日から施行し、初回開催の評議員会の追認を受けるものとする。